

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年9月6日

【事業年度】 第145期(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

【会社名】 東洋電機製造株式会社

【英訳名】 TOYO DENKI SEIZO K. K.
(TOYO ELECTRIC MFG. CO.,LTD.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤輝之

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目9番2号

【電話番号】 (03)3535-0631〔総務部〕

【事務連絡者氏名】 総務部長 磯貝 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目9番2号

【電話番号】 (03)3535-0631〔総務部〕

【事務連絡者氏名】 総務部長 磯貝 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年8月29日に提出いたしました第145期（自平成17年6月1日至平成18年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

[当期連結財務諸表に対する監査報告書]

[当期財務諸表に対する監査報告書]

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

[当期連結財務諸表に対する監査報告書]

（訂正前）

独立監査人の監査報告書

平成18年8月29日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 尾 仁 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 栄 司
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成18年 8月29日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 寺 尾 仁 之

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊 藤 栄 司

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の平成18年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[当期財務諸表に対する監査報告書]

(訂正前)

独立監査法人の監査報告書

平成18年8月29日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士	寺	尾	仁	之
-------	---	---	---	---

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士	伊	藤	栄	司
-------	---	---	---	---

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

独立監査法人の監査報告書

平成18年8月29日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士	寺	尾	仁	之
-------	---	---	---	---

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士	伊	藤	栄	司
-------	---	---	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、

損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社の平成18年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上